

別記 4

借 用 証 書

借主 (以下「乙」という。)は、貸主 高知県立あき総合病院 (以下「甲」という。)に、給食施設及び設備、調理器具、食器、備品等を下記の条件により借用するものとする。

(給食施設設備の譲渡の禁止)

第 1 条 貸与された給食施設及び設備、調理器具、食器、備品等に関しては、譲渡等の処分行為をしてはならない。

(給食施設設備の管理)

第 2 条 貸与された給食施設設備に関しては、善良な管理者の注意義務をもってこれを管理し使用するものとする。

2 給食施設設備に関しての突発事故の場合は甲が直ちに修理を行い、その修理が予測できる場合には事前に甲に報告するものとする。

3 補修に要する費用については給食業務委託契約に基づき、甲乙それぞれの責任により負担するものとする。

(器具、備品等の管理)

第 3 条 器具、備品等は衛生的に保ち、損傷及び破損が生じないように細心の注意を払い管理するものとする。又、損傷及び破損が生じた場合は速やかに甲に申し出るものとする。

平成 年 月 日

甲 住所 高知県安芸市宝永町 3 - 3 3
氏名 高知県立あき総合病院長 前田博教

乙 住所
氏名